

Q33 技術標準とパテントプール

尾崎英男

情報通信業界では「技術標準化」が話題となっており、『知的財産推進計画 2005』でも取り上げられていますが、技術標準の意義と種類、パテントプールの意義、独占禁止法上の問題、プールする特許権の選択と評価の方法などについて説明してください。

- A. (1) 技術標準は品質、安全性の確保や互換性を確保する為に規格化された技術で、「デジュール標準」、「フォーラム標準」、「デファクト標準」の種類があります。
 - (2) 規格化された技術に関して多数の特許権が存在する場合にパテントプールによってライセンスをすることがありますが、規格の実施にとって不要な特許の抱き合わせ実施許諾などによる独占禁止法上の問題を回避するために、規格の実施に必須の特許権だけを選択してライセンスすることが行われています。

解説

1 技術標準

(1)技術標準の意義

技術標準には一般的には品質、安全性の確保を目的とした規格(例えばJIS 規格など)も含まれますが、特に情報通信業界で話題となっているのは、異なるメーカの製品間での互換性を確保するために国際的に統一された規格の技術です。ある製品の技術が標準化されるとその市場の製品は皆、標準化された技術を使うようになりますから、メーカにとって自社技術が国際標準となることは市場開拓において極めて重要です。新しい製品を開発するメーカは自社技術を国際標準化することを目指して競争をしています。

欧米でも政府が自国技術の国際標準化を戦略的目標としていますが、我国も「知的 財産推進計画」において、知的財産の活用上、国際標準の獲得が非常に重要であると 位置づけられ、国産技術の国際標準化を増やそうとする取り組みが行われています。

(2)技術標準の種類

(a)「デジュール標準」

公的な機関により開かれた手続で定められた標準です。国際規格を定めることを目的とした機関として、ISO (国際標準化機構)、IEC (国際電気標準会議) ITU (国際電気通信連合) などがあります。デジュール標準の例としては、MPEG (動画像データ圧縮技術)、IC カード、3G 携帯電話方式などがあります。

(b)「フォーラム標準」(「コンソーシアム標準」)

複数の企業が標準化を目的としてフォーラム(コンソーシアム)を形成し、開かれた手続で作成される標準です。公的な国際標準化機関の場合は各国が1票の権利を持つので国の数が多い欧州勢が有利という傾向があるため、公的機関によらず企業の自主的なフォーラムによって標準化を図るものです。フォーラム標準の例には、CDやDVDの規格があります。

(c)「デファクト標準」

単独企業あるいは企業連合により開発された製品技術が市場での選択、淘汰によって事実上の標準となる場合です。デファクト標準の例にはVTRのVHS方式やパソコンOSのWindowsがあります。

2 パテントプール

(1)技術標準と特許問題

技術標準を定めた後にそれが第三者の特許に抵触するために使えないという事態が生じることは大きな問題となります。そこで ISO や IEC のような国際標準化機関では、規格の提案者に対し、提案者が特許権を有している場合には、当該特許について合理的かつ非差別的条件 (reasonable and non-discriminatory, 略して RAND 条件と言われています。) でライセンスをする意思があることの宣言を求めています。このような宣言が出されない場合には当該技術は規格に採用されません。

しかし、それでも、規格提案者ではない第三者の特許の存在が規格制定時には知られておらず、後で多くの人が規格を使用するようになってから当該権利が行使されるような事態(ホールドアップ問題)は起りえます。このような問題をどのように解決するかは、いろいろ議論されていますが、はっきりした答えは出ていません。

(2) パテントプールの意義

最近の技術標準は多くの企業の特許が関係している場合が多く、そのような場合の特許問題の解決にパテントプールが有効であると認識されています。パテントプールは複数の権利者が特許管理会社に各自の特許をライセンスし、特許管理会社が規格の使用者にそれらの特許を一括してサブライセンスすると共に、サブランセンシー(規格の使用者)から実施料を集め、集めた実施料をライセンサーに分配するしくみです。このようなしくみによって、規格の使用者は多数の特許権者と個別にライセンス交渉をする必要がなく、実施料も個別のライセンスの実施料を積み上げるよりはるかに安くなります。又権利者にとってもパテントプールを通して実施料を得ることができるので有効な権利活用手段となります。規格が広範囲に使用されるものであれば、1件の特許当りの実施料率は低くても、薄く広く実施料を集めることができるために各権利者の実施料収入も多くなることが期待できます。又、パテントプールの特許は規格の技術と同じ内容の特許であり、規格は必ず使用するものですから、権利の主張に当って複雑な侵害の立証を必要とせず、特許管理会社による実施料の徴収も容易です。

1997年に開始された MPEG-2 パテントプールはこのようなパテントプールの成功した例として評価されています。このパテントプールの場合は、米国コロラド州デンバーに設立された MPEG LA という管理会社によって運営され、世界の24の企業・大学が有する700件以上の特許(パテントファミリーとしては約130件)について世界的にライセンスをしています。すなわち、MPEG-2の規格を使用するメーカは1回のライセンス契約でこれだけの多数の企業が保有する多数の特許について一括して合理的な実施料率でライセンスが受けられるようになっています。

なお、パテントプールは当該規格に関係する全ての特許が実施許諾されることを保証するものではありませんから、パテントプールに入らない特許権者による前述のホールドアップ問題を解決するものではありません。ただ、多くの権利者がパテントプールの仕組みによって権利の活用をしているときに、これによらずして差止請求などの権利行使をすることには実際上の困難性があるのではないかと考えられます。

(3) パテントプールと独占禁止法上の問題

以前は、パテントプールというと、複数の特許権者が特定のライセンシーだけに ライセンスを与え、それ以外の者を排除して一部の者による市場独占のための手段に 使われるなど、独占禁止法上の問題があるとされたケースがありました。そこで、 MPEG-2やDVD 規格のパテントプールでは予め欧米の独禁法当局や我国の公正取引 委員会の意見を求め、独占禁止法の問題をクリアしています。

これらの技術標準に関するパテントプールは前述のRAND条件を満足するものとなっています。すなわち、プール内の特許件数は多いのですが、一括ライセンスの実施料は合理的な水準に設定され、かつ非差別的に誰にでも同一条件で実施許諾されます。 又、ライセンサーになる条件も非差別的であり、次に説明する、必須特許を保有している者は、誰でもライセンサーとしてパテントプールに加わることができます。

パテントプールに加わることのできる特許は、当該規格の実施に必須な特許に限定 されています。規格を実施するうえで他に代替性のある技術の特許はこれに含まれな いことになっています。そのような特許をパテントプールに入れることは代替技術に 対し競争抑制的に働くという考慮があります。又、規格を実施するうえで必要のない 技術の特許をパテントプールに入れることは抱き合わせの実施許諾になるおそれが あるという配慮もあります。このような独占禁止法上の問題を明確にクリアするため に、パテントプールに入れる特許は必須特許のみであるとされています。

(4) 必須特許の評価

必須特許の定義はパテントプールによって異なり、必ずしも全て同じではありません。MPEG・2のパテントプールでは規格書に記載されている技術事項で、規格を実施した場合に侵害となる特許のみを必須特許としています。これに対し、DVDのパテントプールでは規格書に記載されている技術事項の特許に加え、規格書に記載されていないが規格を実施した場合に必ず使用される、実質上他に代替技術のない特許(これを商業的必須、commercially essential と言います。)も必須特許に含んでいます。必須特許の範囲をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題が生じない限り、パテントプールを構成するラインセンサーの協議によって決められるものです。(パテントプールの最高意志決定機関はライセンサーの会議です。)パテントプールに含まれる特許の数が増えることは、実施料が同一である限り、ライセンシーにとっては好ましいことですが、既存のライセンサーにとっては実施料の分配が減ることを意味するので、ライセンサーの利害に関係します。そのようなこともあって、パテントプールを立ち上げるときのライセンサーの協議の結果によって必須特許の広狭が若干異なってきます。

必須特許であるか否かの評価は、中立、第三者の特許専門家によってなされています。特許権者からの評価の申請を受けて、パテントプールによって定められた必須特許の定義に従って必須か否かの評価が行われます。特許の有効性については、特許庁の審査を経ていることで有効性が推定されているとして、別に有効性の判断は行わないのが一般的です。

情報通信の分野では新しい技術標準が増えていきますが、パテントプールは特許権 者にとって有効な権利活用手段であるので、パテントプールも今後益々増えていくこ とが予想されます。